

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和3年10月28日)

開催日及び場所		令和3年9月22日(水) 関東森林管理局 2階大会議室		
委員		橋爪 健 (弁護士) 武藤 善行 (公認会計士) 天笠 美由紀 (ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年4月1日 ~ 令和3年6月30日		
審議対象案件		360件	うち、1者応札案件 165件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件	
抽出案件		5件 (抽出率 1.4%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率 0.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	0件		
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
	標準型プロポーザル		該当なし	
	その他の随意契約	0件		
	物品・役務等	一般競争	2件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	該当なし	
随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
随意契約(その他)		0件		
(特記事項) 1者応札の案件又は随意契約となった案件を抽出して審議				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	○(A023治山工事)契約担当官の分析において、「実質競争者数が1者となった原因」と「落札率が高くなった原因が双方とも「自社の適切な利益が得られる価格とした結果」としているのは矛盾しているのではないか。		「実質競争者数が1者となった理由については、予定価格を超えた額で入札を行った者についての分析であり、「落札率が高くなった原因」については、落札者についての分析であるため矛盾しない。	
	○(A023治山工事)公共工事においては一般的に予定価格に近い積算が可能とされているようだが、業者間で違いがあるとすると一般管理費で違いがでるという理解でよいか。		一般管理費はひとつの要素ではあるが、資材の調達価格等においても、業者間で差がでる可能性もある。	
○(A023治山工事)資材運搬等に用いるモノレールは現場毎に設置するものなのか。他の現場へも転用できるものなのか。		モノレールの設置が必要な場合についてのみ設置している。なお、モノレールは現場毎に路線を定めて設置するものであるが、機材は汎用性もあり他の現場にも転用できるものであることから、リースで対応しているところもある。		

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○(B009林道工事)5者が応札したうち4者が予定価格を超えているというのは、予定価格が低すぎるのではないか。</p> <p>○(B009林道工事)総合評価の加算点算出表において落札者は、「事故に対する安全管理」の項目が「死亡災害あり」のマイナス2点となっており、安全管理面で不足している部分があつて入札価格に影響を与えていることはないか。</p> <p>○(D020治山コンサル)治山流域別調査は治山工事計画の基礎資料となることだが、調査を基にした工事計画はどれほどの期間の計画をつくるものなのか。目安があるのか。</p> <p>○(D020治山コンサル)治山流域別調査は支出負担行為担当官である局長が発注しているが、工事等は分任支出負担行為担当官である署長等が発注している。何か発注者を分ける基準があるのか。</p> <p>○(D020治山コンサル)入札価格が1,250万円では評価値が3.1387、同じく、1,300万円では、0.8643となっているが、50万円の差がこのような評価値の差になるのはどのような計算式によるものか。</p> <p>○(O037生産)本件は応札者が1者であり、森林環境保全整備整備事業においては、栃木県他地域においても1者応札が多いが、事業内容が影響しているのか。</p> <p>○(O037生産)棚倉町付近で「一貫作業」ができる業者が落札者以外にあるのか。</p> <p>○(O037生産)予定価格が3億円を超えるA等級の事業であり、受注できる業者が限られるのではないか。</p> <p>○(H021建設用資材)2番札の入札価格が落札価格の150%程度になっており、相当の乖離があるが、理由は何か考えられるか。</p>	<p>人件費や資材単価について公表されている単価を用い、人工数や機械経費等も公表されている歩掛を用いて積算し予定価格を定めており、適正な価格であると考えている。 落札者は事務所が工事現場に近く、ほか4者については、事務所から現場までの距離が比較的遠いことなどが影響している可能性がある。</p> <p>落札者は総合評価の申請書の書式に記入漏れがあり、記入漏れがあつた場合は最低点とすることになっていることからマイナス2点となったもので、死亡災害をおこした事実はない。</p> <p>治山流域別調査結果に有効期間はないが、5年に1回流域の森林計画が見直されるので、調査もこれに合わせて見直しをするようにしている。調査の後、個々の工事について測量・設計等を行い工事を実施することになるが、調査における治山対策実施の優先度等を考慮し、予算状況に応じて実施している。</p> <p>個々の工事等については分任支出負担行為担当官である署長等が発注しており、治山流域別調査についても署長等が発注しても問題はないが、治山流域別調査は広範囲の治山計画についての基礎資料を得るものであり、調査の性格に鑑み従来から局において発注しているところである。</p> <p>総合評価の計算式は工事、調査別に定められている。後日資料をお渡しする。</p> <p>落札業者は、棚倉地域の事業者が経営体力を強化するために合併してできた事業者である経緯があることから、地元地域に事業者が少ない状況がある。隣接の茨城北部、栃木東部は林業地帯であり、相当の事業量があることから、事業者においては越境して仕事を取りに行く状況ではないものと推察している。</p> <p>隣接の白河市やいわき市に存在している。</p> <p>棚倉署は5万立方メートル程度の木材生産量があり、本件のほかにもう1件同程度の発注を行っている。隣接の茨城署も含め、1件あたりの事業量が大きな地域となっている。隣接署管内を含めれば、受注可能な業者は複数ある。</p> <p>2番札の業者は茨城の内陸の太子町に碎石のプラントが有り、契約箇所の海沿いの北茨城市までは距離が離れているため運賃が高くなっているものと推察する。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	